

○資源管理基本方針 別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）（抄）

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の 15 パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F C で合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F C で合意された基準年（平成 14 年（2002 年）1 月 1 日から平成 16 年（2004 年）12 月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成 22 年（2010 年）1 月 1 日から平成 24 年（2012 年）12 月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が 0 トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の 10 パーセント（W C P F C で合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

- (2) 知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の 10 パーセント（W C P F C で合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F C で合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

○資源管理基本方針 別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）（抄）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の10パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下この別紙において「繰越上限の特例の数量」という。）とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第

5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。）。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

6 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第5の5(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。